2023年度の授業実施方針の変更について

学長 田中 悟

すでに各種メディアによる報道を通じてご存じのように、政府は新型コロナウイルス 感染症(COVID-19)の感染症法上の位置づけを、2023 年 5 月 8 日(月)に季節性インフル エンザ等と同じ 5 類に移行することを決定しました。

2020 年初頭に、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が感染症法上 2 類相当に位置づけられて以来、本学でも授業の実施についていくつかの方針策定や改訂を行ってまいりました。2020 年度当初には、授業の開始時期を繰り下げた上で全面的なオンライン授業の実施を余儀なくされましたが、全くの未知であった新型コロナウイルスの特性が次第に明らかになったことから、オンライン授業を縮小しつつ対面授業を拡大する方向で改訂を進めてきました。2022 年度後期には、基礎疾患を有する等のやむを得ない事情を抱える学生や教員に対してはオンライン授業を行うことを認める一方で、適切な感染症対策を取った上で対面授業を原則とする方針を取りました。

キャンパスにおける学生間や教職員・学生間のリアルな形での交流は大学での学びを充実させ、皆さん一人一人の成長を実現していく上で極めて重要な意義を持つものです。こうした観点から、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染症法上の位置づけが5類に移行する5月8日以降、2022年度後期以降に取ってきた方針を変更し、対面授業の実施・受講に関するコロナ禍の各種特例措置を終了させることにしました。これにより、適切な感染症対策を継続しながらも、皆さんの通学を前提とする対面授業を授業実施の基本に据えると共に、教室定員についても通常定員にて授業運営を行うことといたします。もちろん、新型コロナとの戦いはまだ続いております。皆さん一人一人が自身の感染予防に対する理解に基づいた対策を行った上で、授業に臨んでいただきたく思います。

新年度に、皆さんが大学に通学し、キャンパス内での様々な人的交流を通じて、より 一層成長されることを期待しています。